様式第３号（第７条関係）

会　議　録

１　附属機関の会議の名称　　平成 28 年度高齢者保健福祉推進協議会

２　開催日時　　平成 29 年１月 26 日（木）午後２時から午後３時 40 分まで

３　開催場所　　水戸市役所本庁舎前議会臨時庁舎　２階　全員協議会室

４　出席した者の氏名

(1) 水戸市高齢者保健福祉推進協議会委員

原　毅，山田裕之，小暮雅人，山本大，田上惠子，大槻解子，菊池晃，杉下赫子，菊池興安，武藤邦彦，林由香里，髙島和子，清野美代子，池田清美，土屋和子，澤則子，小室正己，堀江恵子，田中真己

(2) 執行機関

根本一夫，谷津好行，荻沼学，谷津賢一，野口奈津子，青木浩子，深谷浩一，石丸美佳，美齊津諭代，土屋勝，吽野洋一，安達真澄，鈴木明子，谷田部元子，山内一豊，佐藤通，柳内治子

５　議題及び公開・非公開の別

(1) 介護保険事業等の実施状況（平成 25～27 年度）について（公開）
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について（公開）
(3) 介護報酬の地域区分の見直しについて（公開）
(4) 平成 28 年度水戸市在宅介護実態調査について（公開）

６　非公開の理由　　適用なし

７　傍聴人の数（公開した場合に限る）　　１人

８　会議資料の名称

・水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例
・水戸市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿
・介護保険事業等の実施状況（平成 25～27 年度）
・介護予防・日常生活支援総合事業の実施について
・介護報酬の地域区分の見直しについて
・平成 28 年度水戸市在宅介護実態調査について

9　発言の内容

【司　　会】それでは，定刻になりましたので，ただ今から，平成 28 年度水戸市高齢者保健福祉推進協議会を開催いたします。

初めに，開会に当たりまして，会長より御挨拶を頂きます。会長，よろしくお願いします。

【会　　長】ただ今から，水戸市高齢者保健福祉推進協議会を開催いたします。

先ほど，インターネットを見ましたところ，水戸市の人口は２年くらい前から 27 万人を下らず，逆に微増です。ですが，毎年，出生数でいきますと，一昨年くらいまでは約 2,500 人ずつ生まれていましたが，去年くらいから 2,350 人と，生まれる数も減り始め，少子高齢化という社会に入っていくわけでございます。水戸の高齢化率も，人口の 25.6％が高齢者という人口構成になってきました。４人に１人が高齢者です。そういった超高齢社会を支える事業というのは，介護保険でございます。この介護保険が，円滑にスムーズに運営されますためにも，今日，お集まりいただきました皆様からきたんのない御意見を頂いて，水戸市の介護保険事業に反映させることができればと思います。

皆様，今日はよろしくお願いします。

【司　　会】ありがとうございました。

続きまして，本日の定足数の確認でございます。本日は委員の２分の１以上，17 名の方に御出席を頂いており，定足数を満たしておりますので，御報告いたします。

次に，新しく委員に就任された方の委嘱でございます。この度，役員改選等によりまして，新たに４名の方に委員をお引き受けいただくことになりました。今回，委員に就任された方のお手元に，委嘱状を配付しておりますので，よろしくお願いいたします。

それではここで，新しく委員に就任された＿＿委員，＿＿委員，＿＿委員，＿＿委員から，一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。まず初めに，＿＿委員，お願いします。

（＿＿委員到着）

【委　　員】＿＿と申します。民生委員児童委員連合協議会から，ここに出席させていただいております。

【司　　会】ありがとうございます。続きまして，＿＿委員，お願いいたします。

【委　　員】＿＿でございます。前の職場を退職後，地元の方から推薦されまして，民生委員と心配事相談員を 18 年やっていました。現在は，高齢者クラブ連合会の会長を務めております。よろしくお願いします。

【司　　会】ありがとうございました。続きまして，＿＿委員，お願いいたします。

【委　　員】こんにちは。水戸商工会議所女性会会長の＿＿でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司　　会】ありがとうございました。続きまして，＿＿委員，お願いいたします。

【委　　員】初めまして。女性フォーラムから参りました。よろしくお願いいたします。

【司　　会】ありがとうございました。

続きまして，当協議会の副会長についてですが，かねてより，水戸市民生委員児童委員連合協議会の＿＿委員に副会長をお引き受けいただいていたところでございますが，引き続き，

水戸市民生委員児童委員連合協議会から推薦のありました____委員に副会長をお引き受けいただくということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

【司　　会】ありがとうございました。それでは，副会長，前の席へお願いいたします。

（副会長，前の席へ移動）

【司　　会】それではここで，改めまして，副会長から一言，御挨拶を頂きたいと存じます。副会長，よろしくお願いいたします。

【副 会 長】____副会長に代わりまして，引き受けさせていただきました。頑張りたいと思いますので，よろしく御指導ください。お願いいたします。

（____委員到着）

【司　　会】ありがとうございました。

続きまして，お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず，初めに次第です。続きまして，水戸市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿，同協議会条例，平成 25 年度から平成 27 年度における介護保険事業等の実施状況，介護予防・日常生活支援総合事業の実施について，介護報酬の地域区分の見直しについて。また，新規の方については，第６期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画。参考資料といたしまして，全員のお手元に，平成 28 年度お年寄り便利帳を配付してございます。

資料については，以上でございます。不足等ありますでしょうか。

それでは，続きまして，議事に入ります。議事進行につきましては，推進協議会条例第６条の規定により，会長が議長を務めることとなっておりますので，会長より議事進行をお願いいたします。

また，御発言の際には，マイクをお回しいたしますので，挙手をお願いいたします。

【会　　長】ただ今，事務局のほうから説明がありましたとおり，協議会の議事は会長が進めることになっておりますので，議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう，皆様方の御協力をお願いいたします。

失礼ながら，議事は着座のまま進めさせていただきます。

議事に入ります前に，この委員会は，水戸市附属機関の会議の公開に関する規程により公開することとなっておりますので，その旨，御承知おきいただきたいと思います。

また，同規程第７条により，協議会の会議録を作成し，２名の方から署名を頂くこととなっております。本日の会議録の署名人につきましては，____委員と水戸市社会福祉協議会の____委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは，議事に入ります。本日の議題は４件でございます。

初めに，介護保険事業等の実施状況報告（平成 25～27 年度）について，事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

【会　　長】ただ今，介護保険事業等の実施状況報告（平成 25～27 年度）について説明がありました。御意見，御質問等ありましたら挙手にてお願いいたします。

____委員どうぞ。

【委　　員】はい。資料７ページのサービス種類別利用の状況について，地域密着型の認知症対応型通所介護が減少しているが，それはなぜなのでしょうか。

また，特別養護老人ホームについて，利用者 1,119 人というのは３月のひと月分だと思いますが，第６期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と比較すると 200 人ほど少ないです。一方で，９ページの床数をみると 1,341 床となっています。特別養護老人ホームの待機者が課題となっている中で，この部分の数値についてはどういうことなのかお聞きしたいと思います。

そして，７ページ下段の低所得者の利用者負担軽減の部分ですが，制度変更により預貯金についての規定が加わったため，平成 26 年度と比較して平成 27 年度は対象者数が約半分となっています。非課税の方が収入から少しずつ貯めた預貯金を取り崩すということになると思いますが，非課税世帯に対しては預貯金問わず負担を軽減させるという考えもできると思います。対象者数が約半分となっている現状をどう考えているのでしょうか。

加えて，８ページの所得段階別の第１号被保険者数について，平成 27 年度から段階が 10 から 12 に増えた影響もあるのか，第１段階の被保険者数がかなり増えています。数値に変動がありますが，それにより保険料負担全体について大幅に変動があった部分はあるのかお聞きしたいと思います。

【執行機関】７ページの地域密着型認知症対応型通所介護の利用回数の減少についてですが，平成 27 年度は同一法人の２事業所から事業所廃止の届出があり，事業所数が減少したことによるものです。

【執行機関】９ページの特別養護老人ホームについてですが，特別養護老人ホームは平成 27 年度末において 21 施設ございまして，1,341 床となっております。待機者数についてですが，同時期の待機者数は 304 人となっております。水戸市第６次総合計画において 600 床を整備するということになっておりますが，これまでに整備済みのもの，現在建設中のもの，現在審査中のものを合わせますと 400 床になります。今後については，高齢化率の進行や入所待機者数の増減，介護保険とのバランスを踏まえながら，引き続き，計画的な整備について検討してまいりたいと思います。

【執行機関】７ページの低所得者の利用者負担軽減の状況におきましては，介護保険法に基づく低所得者対策として平成 27 年８月１日から認定の要件が変更になり，新たに，預貯金等の資産要件が条件に加わったことにより，値が減少しております。それに合わせる形で，本市独自の低所得者対策である特定介護につきましても，同様に措置した形になります。これまでは所得のみを対象要件としていましたが，新たに資産要件を見ることで，低所得者制度として，より生活実態に合わせた制度といたしました。御理解をお願いいたします。

続いて，８ページの所得段階別の第１号被保険者数の部分ですが，平成 27 年度において２段階増やし 12 段階といたしましたが，それは低所得者に対して保険料をより安くするため，そしてより所得に沿った形で保険料を納めていただくために細分化したためであります。平

成 26 年度以前において２段階に属していた方を１段階に引き下げた結果，平成 27 年度において１段階の方が大幅に増えました。このことで，保険料の負担に大幅な変動があったことはございません。

【委　　員】次年度は，次の介護保険料を検討する時期であると思いますので，なるべく負担が増えないように検討いただければと思います。

続けてよろしいでしょうか。

10 ページの基本チェックリスト回答者に占める要介護リスク保有状況の部分で，リスク保有と認められる方へのフォローについては具体的に何か行っているのでしょうか。

また，12 ページの高齢者福祉サービス事業の状況の部分について，おおむね横ばいという説明がありましたが，高齢者の数は増えていますので，右肩上がりに増えていくのが自然なのではないかと思います。例えば，はり・きゅう・マッサージ施術費助成について，水戸市の場合は 70 歳以上の方に年間５枚，１回 1,000 円の助成券を出しているようですが，ひたちなか市の場合は 65 歳以上に年間 15 枚ということで行っているようです。水戸市においては，枚数を増やしてほしいという要望があり，今後，高齢者福祉サービスの拡充について何か展望があるならば，お聞きしたいと思います。

そして，13 ページの老人福祉センターについて，高齢者数が増えているにもかかわらず利用者数は減少しています。入浴施設が有料化されてことが非常に大きいと思いますが，その理由をお聞きしたいです。

同じく 13 ページのお祝い金について，平成 27 年度は 77 歳，99 歳が対象から外れたことで予算が減ったのではないかと思うのですが，削るべきではなく，高齢者の方がもっと利用しやすい形にするということがあってもいいのではないかと思うのです。この部分の評価についてお聞きしたいと思います。

【執行機関】基本チェックリスト回答者に占める要介護リスク保有状況の部分についてですが，リスクを有する方については，専門職による介護予防教室への参加や専門職による訪問指導により対応しております。

はり・きゅう・マッサージ施術費助成については，平成 27 年度に 4,360 枚の助成券が実際に使用されており，交付した方が 1,566 人であることから，交付した助成券は約 55%使用されたことになります。サービスとしては十分に利用されていると思います。

13 ページの老人福祉センターについては，平成 26 年の７月から入浴施設使用料を 100 円といたしましたが，この件につきましては，使用料等審議会の方針に従っておりまして，受益者負担の観点から 100 円を負担していただくということになりました。利用者については減少傾向にありますが，今後，多世代交流事業や介護予防事業を重点的に進めることで，改善を図っていきます。

お祝い金については，近年，平均寿命が上昇するとともに，高齢者の意識が変化しており，高齢化の進行など高齢者を取り巻く状況も変化していることから，88 歳，100 歳，101 歳以上と対象を改めさせていただきました。

【委　　員】次期計画を策定する大事な年度になると思いますので，現在，さまざまなサービスがありますが，それぞれ利用の実情に合わせて拡充するなど，前向きに検討していただければと思います。

【会　　長】はい，ありがとうございました。

続きまして，介護予防・日常生活支援総合事業の実施について，事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

【会　　長】ただ今，介護予防・日常生活支援総合事業の実施について説明がありました。御意見，御質問等ありましたら挙手にてお願いいたします。

____委員どうぞ。

【委　　員】はい。資料の中に，平成 30 年度から，住民の方が研修を受けた後に様々なサービスの担い手になると書かれているのですが，平成 29 年度に行う養成の中身についてお聞きしたいです。

【執行機関】お答えさせていただきます。住民等の担うサービスについてですが，内容としては，掃除や洗濯など，専門性の低い部分について担っていただくことを考えております。研修の内容については現在検討中ですが，イメージとしては，ホームヘルパーの研修を少し簡便にしたもの，住民の方が簡単に受けられるものを考えております。平成 29 年度中にその研修を行い，平成 30 年度から活動していただきたいと考えております。

【委　　員】専門性が高くなくても，ある程度の対人サービスになりますので，倫理的な部分を御配慮いただけば，レベルの高い担い手が育つのではないかと思います。

【会　　長】はい，ありがとうございました。

____委員どうぞ。

【委　　員】はい。現行相当サービス，住民等が担うサービス等ございますが，要支援１の方の認定の期限に合わせて移行していくとのことでした。平成 29 年度は，現行相当サービスの方と引き続き現行のサービスを利用する方が混在することになると思いますが，移行した場合，利用の日数や時間，事業所などが変わることがあるのでしょうか。相当というのは同じということなのでしょうか。そして，現行相当サービスと住民等が担うサービスのどちらを利用するかという判断はどのようにするのでしょうか。利用者が希望するサービスを受け続けられるということが大切だと思います。

また，基本チェックリストを用いて介護保険の認定を経ないということは，迅速性につながると思いますが，高齢者は状態の変化によって介護保険の認定が必要になることがあると思います。このような場合の手続はどのようになるのでしょうか。

【執行機関】現行相当サービスというのは，現在行われているデイサービスやホームヘルパー等のサービスと同じものが継続される形となっております。総合事業に切り替わったことで内容が変わるということは考えておりません。

現行相当サービスと住民が担い手となるサービスについては，要支援１，２の方も，基本チェックリスト該当者の方も，どちらからでも選ぶことができます。選び方については，ケアマネジャーのケアマネジメントの中で判断していただくことを考えております。

基本チェックリスト該当者の状態が変化した場合，ケアマネジャーのケアマネジメントの中で，必要であれば介護保険の認定について手続を受けることが可能です。

【会　　長】平成 29 年度になっても，ほとんど変わらないと理解してよろしいですか。

【執行機関】はい。

【会　　長】住民等が担うサービスが平成 30 年度から始まりますが，サービスの担い手である住民は，

報酬を受けるのでしょうか。それともボランティアでしょうか。

【執行機関】その部分も含めて整理していきたいと考えております。現在ボランティアで活動していらっしゃる方にその活動を継続していただくことや，ボランティア活動者が少ない地域においては，生協やシルバー人材センター等と協力していくことなどをこれから考えていきます。詳細については検討中ということで，よろしくお願いします。

【会　　長】ヘルパーは資格を持っていますが，サービスを担う住民は資格を持っていません。明確に線を引くか，曖昧にするか，金銭的な部分や地域性などもあるので難しい部分だと思います。トラブルなども心配されるので，ぜひ良い形にしていただければと思います。

____委員どうぞ。

【委　　員】質問させていただきます。現在，８か所の高齢者支援センターが活動しておりますが，総合事業の開始により，高齢者支援センターの立ち位置が更に重要になると思います。

資料を見ると，水戸市全体の高齢者から見ても，僅かな人しか介護予防事業を利用していないことが分かります。総合事業の大枠が示されましたが，もう少し具体的にしていかないと，立ち行かなくなるように思います。

平成 26 年度から，老人福祉施設においてお年寄り相談の窓口を開設し，現在 34 か所の施設で行っております。相談に来る方でとても多いのは，介護度の低い方です。認知症の症状が出始めて戸惑い，相談に来る方が多いです。老人福祉施設ではこのような活動をしておりますが，高齢者支援センター８か所ではどのような活動をしているのでしょうか。活動状況をお聞きしたいと思います。今後の計画なども示していただければと思います。

【執行機関】平成 27 年度から，高齢者支援センターが８つの日常生活圏域において発足いたしました。平成 27 年度は，地域への周知活動を主に行っていましたので，相談にいらっしゃる方や関係機関との連携がうまくいかなかったという現状がありました。平成 28 年度からは相談の件数も増え，地域の民生委員や社会福祉協議会の支部などとの連携がとれるようになってきました。

今後の課題といたしましては，総合事業の開始に伴い，地域の中に埋まっている要望を掘り起こすことが必要だと思います。先ほど，介護予防事業の利用者が少ないという指摘がありましたが，リスクがある方のもとへ訪問し，利用を促しているのですが，自分でリスクがある自覚がない方が多いです。今後，高齢者支援センターでは関係機関との連携を強めながら，地域のニーズの掘り起こしを進め，要介護，要支援にならないようにするという方向に力を入れていきます。

【会　　長】私の地域には東部高齢者支援センターがあるのですが，最近はしっかりと活動しているように思います。とても評価しております。

先ほど，介護予防事業の利用者が少ないというお話がありましたが，これは男性の高齢者の利用が少ないのです。女性の方が多いです。掘り起こすとしたら，このような部分を対象にしてみるとよいかと思います。女性は，地域の手伝いなどで町内のつながりを持っています。市民センターの活動にしても，やはり女性の参加者が多いです。

ある男性の話をさせていただきます。その方は妹と同居していました。認知症でしたが，病院を受診はしませんでした。町内の付き合いもほとんどありませんでした。ある日，最近妹を見かけないということになり，東部高齢者支援センターに相談して職員の方が訪問しましたら，自宅で妹が亡くなっていました。女性は社会性が豊かですが，男性は認知症などに

なると自ら社会性を閉じてしまう傾向があると考えます。また，このように高齢者支援センターの力で問題が解決することがございますので，今後の活躍に期待しております。

【委　　員】高齢者支援センターの予算は，年間で１事業所当たりどのくらいになりますか。概算で結構です。

【執行機関】配置している職員数が異なるため，予算も事業所ごとに異なります。８か所合わせて２億強となっています。

【委　　員】年間で２億の予算を使って活動している。来年度からの総合事業においては，この予算を十分に活用してくださることを期待しています。

【会　　長】ありがとうございました。

____委員どうぞ。

【委　　員】先ほど，平成 30 年度からの住民が担うサービスの実施に向けて，中身を検討していくというお話がありましたが，１つ要望がございます。来年度の早い時期に，検討した事項について，この協議会で報告していただきたいと思います。複数の委員から様々な指摘がありましたので，この協議会において修正した後に実施できればと思います。年度末に協議会を開催しても，委員の意見は反映されにくいと思うので，その部分を考慮していただければと思います。

また，現行相当サービスと住民が担うサービスを，ケアマネジャーの指導の下，住民の方々に自己選択していただくという計画だと伺いましたが，介護保険というものを初めて利用する方にとっては，ケアマネジャーの考えに誘導されてしまう恐れがあります。サービスの選択の部分について，もう少し検討いただければと思います。

続けてお話しさせていただきます。現在，ホームヘルパーは事業所に所属しており，75 の事業所が責任を持ってホームヘルパーを提供しており，ホームヘルパーの質について担保される様々な仕組みがあります。しかし，個人でのサービスの提供となると，何か問題が発生した場合，誰がどのように指導するのでしょうか。法的な問題が発生した場合，どのように責任を取るのでしょうか。

従来は，事業所などの組織が事業を行っていき，各事業所が現場の職員を指導し，さらに，その事業所を行政が監督するという形でサービスの質を保ってきましたが，住民等が担うサービスは，同様の仕組みを適用することができません。また新たに，質を保つ仕組みを作っていただきたいと思います。

【会　　長】ありがとうございました。次回の早期の開催と，質を担保できる仕組みを考えていただきたいと思います。

続きまして，介護報酬の地域区分の見直しについて，事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

【会　　長】ありがとうございました。１ページの参考の表ですが，６級地というのが現在の水戸市の金額です。今後は５級地にするということですが，３ページの参考の部分を見ると，訪問介護のサービス費は５級地になると 69 円増加するということで，負担増となりますね。

____委員どうぞ。

【委　　員】はい。私も，介護職員の人材確保や賃金格差の縮減は必要だと考えております。しかし，

介護報酬を見直すことで，介護保険料への影響があると思います。水戸市の介護報酬は，決して低くはないと思います。年金からの天引きということを考えると，大幅に上げるということは避けるべきだと考えます。影響が見込まれる規模については試算されているのでしょうか。値上げを避ける財源は，充分にあると思っております。

【執行機関】現在６％のところを 10%に上げた場合の介護保険料への影響ということですが，正確な数値については，来年度の介護保険料の改定に合わせ，サービスの将来の推計を踏まえて算定いたしますが，今年度の給付費の予算 199 億 8,400 万円の中で６％から 10%に上げた場合の保険料への影響については試算しておりまして，月額 98 円上がることになります。あくまでも，今年度の予算での算定でございます。

【会　　長】ありがとうございました。

続きまして，平成 28 年度水戸市在宅介護実態調査について，事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

【会　　長】ありがとうございました。この調査の対象は介護保険の認定を受けている方ということでよろしいでしょうか。

【執行機関】はい。要介護，要支援の認定を受けており，なおかつ，今年度の４月から 10 月の間に区分変更か更新変更を受けた方が対象となっております。

【会　　長】この調査に回答するに当たり，認知症の方は全然答えられないというケースがあると思います。そのような場合への配慮が十分になされていれば，より正確な調査となると思うのですが。

【執行機関】調査を実施するのは，実際には介護保険の認定を受けた方の担当ケアマネジャーということになっておりまして，認定を受けている方の状況については把握できていると思います。よって，回答には支障はないかと思います。

【会　　長】はい，ありがとうございます。ほかに御質問等ないようですので，以上をもちまして，本日の協議会を終了させていただきます。皆様，御協力ありがとうございました。